

北海道産業振興条例（通称）施行規則に基づく助成制度の概要

～北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則～

中小企業の競争力の強化を図るための助成措置について

中小企業競争力強化促進事業の概要

中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品開発などに要する経費に対し補助する事業

対象事業名		対象となる事業内容	助成額	限度額
マーケティング支援事業		・中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う各種市場調査や展示会等（道内において行われるものを除く。）への出展に係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	200万円
アドバイザー等招へい支援事業	一般分	・中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う技術開発及び生産管理、マーケティング等の専門アドバイザー等の招へいに係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	100万円
	立地企業連携枠	・自動車産業、電子機器産業等に参入を目指す加工組立型工業及び基盤技術産業の中小企業者等が、コスト競争力等の課題解決を図るために行う専門コンサルタントの招へいに係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	200万円
	食品工業振興枠	・新分野・新市場進出等を目指す食品工業の中小企業者等がコスト競争力等の課題解決を図るために行う専門コンサルタントの招へいに係る経費に対し補助する事業		
産業人材育成支援事業		・中小企業者等が新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等への従業員等の派遣に係る経費並びに専門職大学院、社会人を対象とした大学院等への従業員等の派遣に係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	50万円
産学連携等研究開発支援事業		・道内において構成員が2分の1以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等のために大学等と連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食品工業、IT産業、バイオ産業、環境産業に関する研究開発に係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	1,200万円
市場対応型製品開発支援事業	一般分	・中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	300万円（うち市場調査等200万円）
	立地企業連携枠	・自動車産業、電子機器産業等に参入を目指す加工組立型工業及び基盤技術産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業	対象経費の2/3以内（市場調査等1/2以内）	500万円（うち市場調査等200万円）
	食品工業振興枠	・新分野・新市場進出等を目指す食品工業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業		
	成長先導分野振興枠	・新分野・新市場進出等を目指すIT産業、バイオ産業、環境産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	350万円（うち市場調査等200万円）